

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください

マイナ保険証には、カード本体と、搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります。

● 有効期限の確認方法



- ①マイナンバーカード本体の有効期限
発行から10回目の誕生日まで
※発行時18歳未満は5回目の誕生日まで。
- ②電子証明書の有効期限
※任意記入のため空白の場合があります。
発行から5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限は、
マイナポータルからも確認
できます。



マイナポータル

● 更新方法

有効期限の2~3ヵ月前をめどに「有効期限通知書」が送付されますので、内容を確認して更新手続きを行ってください。更新にかかる手数料は無料です。

マイナンバーカードの更新方法

- ①以下のいずれかの方法で事前申請
スマホor
パソコン
証明写真機
郵送
- ②申請後、交付通知書が届いたら、市区町村窓口で交付を受ける

電子証明書の更新方法

- ①マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、
お住まいの市区町村窓口で手続きをする
※有効期限通知書がなくても手続き可能。

スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、カードを取り出すことなく、スマートフォンをかざして医療機関等を受診できます。

機器の準備が整った医療機関・薬局から順次利用できます。

※15歳未満の方はスマートフォンのマイナンバーカードをご利用いただけません。
※スマートフォンにマイナンバーカードを追加しても、実物のマイナンバーカードは引き続きご利用いただけます。

登録方法

スマートフォンをマイナ保険証として利用するには、最新のマイナポータルアプリから利用申請・登録を行ってください。

Android

※Android 11以上のバージョンが必要です。



詳しくは[こちら](#)

iPhone

※iOS 18.5以上のバージョンが必要です。



詳しくは[こちら](#)

マイナンバーカードの
持ち歩きによる紛失の
心配がなくなります



このステッカーが
スマートフォン対応の目印です



※ご利用可能な施設が事前にご確認ください。

※厚生労働省HPでも対応施設が確認ができます。

健康保険
の手続き
早分かれ

便利で安心な これからの受診の力タチ

医療機関等の受診はマイナ保険証

令和7年12月1日をもって健康保険証の利用が終了しました*。これから医療機関等の受診には、マイナンバーカードに保険証利用登録をした「マイナ保険証」をご利用ください。
※健康保険証の返却は不要です。



● マイナ保険証のメリット



医療費控除の
確定申告が簡単



限度額以上の
窓口支払いが不要



転職や退職時も
切り替え不要



お薬・診療情報の共有*
でより良い医療
※同意した場合のみ



救急時の円滑な
搬送先選定や処置

マイナ保険証の利用には マイナンバーカードの保険証利用登録が必要です

● マイナ保険証の利用登録方法

登録は最初の1回のみです

スマートフォン
があるなら!

スマートフォン
マイナポータル
から手続き



お近くに
セブンがあるなら!

セブン銀行ATM
「健康保険証利用の申込み」
から手続き

病院に行く
予定があるなら!

医療機関・薬局
受付の顔認証付きカードリーダー
から手続き

※マイナンバーカードをお持ちでない方は最初にマイナンバーカードを取得してください。

マイナ保険証をお持ちでない方は 「資格確認書」で受診できます

マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が交付されています。資格確認書を医療機関等に提示することで、従来の健康保険証と同様に保険診療を受けることができます。
※資格確認書を紛失・破損された方、マイナ保険証を解約した方、マイナンバーカードを紛失・更新中の方などは、申請により資格確認書を発行いたします。
※マイナ保険証をお持ちの方が、念のために持っておきたいとの理由で申請することはできません。

資格確認書

